

医師法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

令和5年8月
厚生労働省医政局医事課

1. 改正の趣旨

- 医師法（昭和23年法律第201号。以下「法」という。）第16条の10第1項及び第16条の11第1項の規定に基づき、医学医術に関する学術団体を厚生労働省令で定めることとしている。
- 今般、医学医術に関する学術団体の一部について、名称の変更があったため、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 医学医術に関する学術団体の名称について、下記のとおり改正を行う。（下線部分が改正部分）

改正前	改正後
第十九条の二 法第十六条の十第一項及び 第十六条の十一第一項の厚生労働省令で 定める団体は、次に掲げる団体とする。 一～九（略）	第十九条の二 法第十六条の十第一項及び 第十六条の十一第一項の厚生労働省令で 定める団体は、次に掲げる団体とする。 一～九（略）
十 <u>一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会</u>	十 <u>一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部</u>
十一～十九（略）	<u>外科学会</u> 十一～十九（略）

3. 根拠条項

- 法第16条の10第1項及び第16条の11第1項